

日医発1025号(保225)
平成24年1月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行
に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行等について

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染被害の解決を図るため、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」(以下、「新法」という。)が平成23年12月16日に公布され、平成24年1月13日より施行されることは、平成24年1月5日付け日医発第940号(地Ⅲ211)により、貴職あてにご案内申し上げたところであります。

新法の施行に伴い、特定無症候性持続感染者(昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染された方及びその方から母子感染された方)に支給する定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費等の費用が公費負担医療の扱いとなり、給付に係る支給事務等を社会保険診療報酬支払基金が行うことから、健康保険法施行規則、船員保険法施行規則、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程、国民健康保険法施行規則、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則並びに局長通知について所要の改正を行うものであります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行等について

(平24.1.13 保発0113第4号～第7号 厚生労働省保険局長)

(参考)

1. 公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について
(昭和48年10月30日 保発第42号)改正後全文
2. 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働省令第二号)
(平24.1.13 官報 第5716号 抜粋)
3. 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 新旧対照条文



保発0113第4号
平成24年1月13日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行等について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「新法」という。）が平成23年12月16日に公布され、本日から施行されます。これに伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第2号。以下「整備省令」という。）が本日公布されます。また、整備省令の改正に伴い、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日保発第42号。以下「局長通知」という。）の一部を改正したところです。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

新法の施行に伴い、特定無症候性持続感染者に支給する検査等の費用が、公費負担医療扱いとなるため、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号。以下「船保則」という。）、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和23年厚生省令第56号。以下「審査委員会規程」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。）並びに局長通知について所要の改正を行う。

第2 改正の具体的内容

1 健康保険法施行規則の一部改正（第1条関係）

(1) 特定給付対象療養の追加（健保則第98条関係）

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）第41条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、新法第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項に規定する定期検査費、母子感染防止医療費及び世帯内感染防止医療費（以下「新法公費負担医療」という。）の支給を追加したこと。

※「特定給付対象療養」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他のいわゆる公費負担医療が行われるべき療養をいうものであって、被保険者がこの療養を受けた場合、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けたこの療養の自己負担について、被保険者の所得区分にかかわらず、一律に一般の所得区分の自己負担限度額を適用して高額療養費を支給することとされているもの。

(2) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（健保則第106条、第107条関係）

健保令第43条第4項又は同条第6項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、新法第12条第1項又は第13条第1項に規定する定期検査費及び母子感染防止医療費の支給を追加したこと。

※「現物給付化」とは、「医療機関の窓口での支払いを自己負担額限度額までにとどめることができる仕組み」をいう。

2 船員保険法施行規則の一部改正（第2条関係）

(1) 特定給付対象療養の追加（船保則第86条関係）

船員保険法施行令（昭和28年政令第240号。以下「船保令」という。）第8条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(1)に準じた改正を行ったこと。

(2) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（船保則第96条、第97条関係）

船保令第10条第4項又は同条第6項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(2)に準じた改正を行ったこと。

3 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規定の一部改正（第3条関係）

社会保険診療報酬請求書審査委員会が新法に基づく医療に関する診療報酬請求の適否の審査を行う際には、新法第12条第3項及び第4項又は第13条第2項及び第3項の規定に基づき審査を行うこととしたこと（審査委員会規程第4条関係）。

4 国民健康保険法施行規則の一部改正（第4条関係）

(1) 被保険者資格証明書の交付の対象外となる被保険者の追加（国保則第5条の5関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付に、新法公費負担医療を加えることにより、新法公費負担医療の支給を受ける被保険者が被保険者資格証明書の交付対象外とされたこと。

(2) 特定給付対象療養の追加（国保則第27条の12関係）

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）第29条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（1）に準じた改正を行ったこと。

(3) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（国保則第27条の15関係）

国保令第29条の4第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（2）に準じた改正を行ったこと。

5 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（第5条関係）

新法に基づく医療に関し費用を請求しようとする場合には、保険医療機関は請求省令に基づき、審査支払基金に請求しなければならないこととすること。（請求省令第1条関係）

6 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正（第6条関係）

(1) 被保険者資格証明書の交付の対象外となる被保険者の追加（高確則第13条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第4項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、4の（1）に準じた改正を行ったこと。

(2) 特定給付対象療養の追加（高確則第61条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第14条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（1）に準じた改正を行ったこと。

(3) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（高確則第68条関係）

高確令第16条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（2）に準じた改正を行ったこと。

7 局長通知の改正

下記のとおり局長通知の一部を改正する（別添改正後全文参考）。

別紙の10の次に次を加える。

10の2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第12条第1項の定期検査費又は同法第13条第1項の母子感染防止医療費の支給

8 施行期日等

1～6については、平成24年1月13日から施行し、7については、同日から適用する。



保発0113第5号
平成24年1月13日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行等について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「新法」という。）が平成23年12月16日に公布され、本日から施行されます。これに伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第2号。以下「整備省令」という。）が本日公布されます。また、整備省令の改正に伴い、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日保発第42号。以下「局長通知」という。）の一部を改正したところです。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

新法の施行に伴い、特定無症候性持続感染者に支給する検査等の費用が、公費負担医療扱いとなるため、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号。以下「船保則」という。）、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和23年厚生省令第56号。以下「審査委員会規程」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。）並びに局長通知について所要の改正を行う。

第2 改正の具体的内容

1 健康保険法施行規則の一部改正（第1条関係）

(1) 特定給付対象療養の追加（健保則第98条関係）

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）第41条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、新法第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項に規定する定期検査費、母子感染防止医療費及び世帯内感染防止医療費（以下「新法公費負担医療」という。）の支給を追加したこと。

※「特定給付対象療養」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他のいわゆる公費負担医療が行われるべき療養をいうものであって、被保険者がこの療養を受けた場合、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けたこの療養の自己負担について、被保険者の所得区分にかかわらず、一律に一般の所得区分の自己負担限度額を適用して高額療養費を支給することとされているもの。

(2) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（健保則第106条、第107条関係）

健保令第43条第4項又は同条第6項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、新法第12条第1項又は第13条第1項に規定する定期検査費及び母子感染防止医療費の支給を追加したこと。

※「現物給付化」とは、「医療機関の窓口での支払いを自己負担額限度額までにとどめることができる仕組み」をいう。

2 船員保険法施行規則の一部改正（第2条関係）

(1) 特定給付対象療養の追加（船保則第86条関係）

船員保険法施行令（昭和28年政令第240号。以下「船保令」という。）第8条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(1)に準じた改正を行ったこと。

(2) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（船保則第96条、第97条関係）

船保令第10条第4項又は同条第6項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(2)に準じた改正を行ったこと。

3 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規定の一部改正（第3条関係）

社会保険診療報酬請求書審査委員会が新法に基づく医療に関する診療報酬請求の適否の審査を行う際には、新法第12条第3項及び第4項又は第13条第2項及び第3項の規定に基づき審査を行うこととしたこと（審査委員会規程第4条関係）。

4 国民健康保険法施行規則の一部改正（第4条関係）

- (1) 被保険者資格証明書の交付の対象外となる被保険者の追加（国保則第5条の5関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付に、新法公費負担医療を加えることにより、新法公費負担医療の支給を受ける被保険者が被保険者資格証明書の交付対象外とされたこと。

- (2) 特定給付対象療養の追加（国保則第27条の12関係）

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）第29条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（1）に準じた改正を行ったこと。

- (3) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（国保則第27条の15関係）

国保令第29条の4第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（2）に準じた改正を行ったこと。

- 5 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（第5条関係）

新法に基づく医療に関し費用を請求しようとする場合には、保険医療機関は請求省令に基づき、審査支払基金に請求しなければならないこととすること。（請求省令第1条関係）

- 6 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正（第6条関係）

- (1) 被保険者資格証明書の交付の対象外となる被保険者の追加（高確則第13条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第4項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、4の（1）に準じた改正を行ったこと。

- (2) 特定給付対象療養の追加（高確則第61条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第14条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（1）に準じた改正を行ったこと。

- (3) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（高確則第68条関係）

高確令第16条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（2）に準じた改正を行ったこと。

- 7 局長通知の改正

下記のとおり局長通知の一部を改正する（別添改正後全文参考）。

別紙の10の次に次を加える。

- 10の2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第12条第1項の定期検査費又は同法第13条第1項の母子感染防止医療費の支給

8 施行期日等

1～6については、平成24年1月13日から施行し、7については、同日から適用する。



保発0113第6号
平成24年1月13日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に
伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行等について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「新法」という。）が平成23年12月16日に公布され、本日から施行されます。これに伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第2号。以下「整備省令」という。）が本日公布されます。また、整備省令の改正に伴い、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日保発第42号。以下「局長通知」という。）の一部を改正したところです。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合等に周知徹底を図っていただくようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

新法の施行に伴い、特定無症候性持続感染者に支給する検査等の費用が、公費負担医療扱いとなるため、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号。以下「船保則」という。）、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和23年厚生省令第56号。以下「審査委員会規程」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求

省令」という。)及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。)並びに局長通知について所要の改正を行う。

第2 改正の具体的内容

1 健康保険法施行規則の一部改正(第1条関係)

(1) 特定給付対象療養の追加(健保則第98条関係)

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。)第41条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、新法第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項に規定する定期検査費、母子感染防止医療費及び世帯内感染防止医療費(以下「新法公費負担医療」という。)の支給を追加したこと。

※「特定給付対象療養」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他のいわゆる公費負担医療が行われるべき療養をいうものであって、被保険者がこの療養を受けた場合、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けたこの療養の自己負担について、被保険者の所得区分にかかわらず、一律に一般の所得区分の自己負担限度額を適用して高額療養費を支給することとされているもの。

(2) 現物給付化される特定給付対象療養の追加(健保則第106条、第107条関係)

健保令第43条第4項又は同条第6項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、新法第12条第1項又は第13条第1項に規定する定期検査費及び母子感染防止医療費の支給を追加したこと。

※「現物給付化」とは、「医療機関の窓口での支払いを自己負担額限度額までにとどめることができる仕組み」をいう。

2 船員保険法施行規則の一部改正(第2条関係)

(1) 特定給付対象療養の追加(船保則第86条関係)

船員保険法施行令(昭和28年政令第240号。以下「船保令」という。)第8条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(1)に準じた改正を行ったこと。

(2) 現物給付化される特定給付対象療養の追加(船保則第96条、第97条関係)

船保令第10条第4項又は同条第6項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(2)に準じた改正を行ったこと。

3 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規定の一部改正(第3条関係)

社会保険診療報酬請求書審査委員会が新法に基づく医療に関する診療報酬請求の適否の審査を行う際には、新法第12条第3項及び第4項又は第13条第2項及び第3項の規定に基づき審査を行うこととしたこと(審査委員会規程第4条関係)。

4 国民健康保険法施行規則の一部改正（第4条関係）

(1) 被保険者資格証明書の交付の対象外となる被保険者の追加（国保則第5条の5関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付に、新法公費負担医療を加えることにより、新法公費負担医療の支給を受ける被保険者が被保険者資格証明書の交付対象外とされたこと。

(2) 特定給付対象療養の追加（国保則第27条の12関係）

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）第29条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(1)に準じた改正を行ったこと。

(3) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（国保則第27条の15関係）

国保令第29条の4第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(2)に準じた改正を行ったこと。

5 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（第5条関係）

新法に基づく医療に関し費用を請求しようとする場合には、保険医療機関は請求省令に基づき、審査支払基金に請求しなければならないこととすること。（請求省令第1条関係）

6 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正（第6条関係）

(1) 被保険者資格証明書の交付の対象外となる被保険者の追加（高確則第13条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第4項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、4の(1)に準じた改正を行ったこと。

(2) 特定給付対象療養の追加（高確則第61条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第14条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(1)に準じた改正を行ったこと。

(3) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（高確則第68条関係）

高確令第16条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(2)に準じた改正を行ったこと。

7 局長通知の改正

下記のとおり局長通知の一部を改正する（別添改正後全文参考）。

別紙の10の次に次を加える。

10の2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成

23年法律第126号)第12条第1項の定期検査費又は同法第13条第1項の母子感染防止医療費の支給

8 施行期日等

1～6については、平成24年1月13日から施行し、7については、同日から適用する。



保 発 0 1 1 3 第 7 号
平 成 2 4 年 1 月 1 3 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行等について

標記について、別添のとおり、健康保険組合理事長あて通知したので、その
指導に当たっては遺憾なきよう取り扱われたい。



保発0113第5号
平成24年1月13日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行等について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「新法」という。）が平成23年12月16日に公布され、本日から施行されます。これに伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第2号。以下「整備省令」という。）が本日公布されます。また、整備省令の改正に伴い、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日保発第42号。以下「局長通知」という。）の一部を改正したところです。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

新法の施行に伴い、特定無症候性持続感染者に支給する検査等の費用が、公費負担医療扱いとなるため、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号。以下「船保則」という。）、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和23年厚生省令第56号。以下「審査委員会規程」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。）並びに局長通知について所要の改正を行う。

第2 改正の具体的内容

1 健康保険法施行規則の一部改正（第1条関係）

(1) 特定給付対象療養の追加（健保則第98条関係）

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）第41条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、新法第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項に規定する定期検査費、母子感染防止医療費及び世帯内感染防止医療費（以下「新法公費負担医療」という。）の支給を追加したこと。

※「特定給付対象療養」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他のいわゆる公費負担医療が行われるべき療養をいうものであって、被保険者がこの療養を受けた場合、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けたこの療養の自己負担について、被保険者の所得区分にかかわらず、一律に一般の所得区分の自己負担限度額を適用して高額療養費を支給することとされているもの。

(2) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（健保則第106条、第107条関係）

健保令第43条第4項又は同条第6項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、新法第12条第1項又は第13条第1項に規定する定期検査費及び母子感染防止医療費の支給を追加したこと。

※「現物給付化」とは、「医療機関の窓口での支払いを自己負担額限度額までにとどめることができる仕組み」をいう。

2 船員保険法施行規則の一部改正（第2条関係）

(1) 特定給付対象療養の追加（船保則第86条関係）

船員保険法施行令（昭和28年政令第240号。以下「船保令」という。）第8条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(1)に準じた改正を行ったこと。

(2) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（船保則第96条、第97条関係）

船保令第10条第4項又は同条第6項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の(2)に準じた改正を行ったこと。

3 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規定の一部改正（第3条関係）

社会保険診療報酬請求書審査委員会が新法に基づく医療に関する診療報酬請求の適否の審査を行う際には、新法第12条第3項及び第4項又は第13条第2項及び第3項の規定に基づき審査を行うこととしたこと（審査委員会規程第4条関係）。

4 国民健康保険法施行規則の一部改正（第4条関係）

(1) 被保険者資格証明書の交付の対象外となる被保険者の追加（国保則第5条の5関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付に、新法公費負担医療を加えることにより、新法公費負担医療の支給を受ける被保険者が被保険者資格証明書の交付対象外とされたこと。

(2) 特定給付対象療養の追加（国保則第27条の12関係）

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）第29条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（1）に準じた改正を行ったこと。

(3) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（国保則第27条の15関係）

国保令第29条の4第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（2）に準じた改正を行ったこと。

5 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（第5条関係）

新法に基づく医療に関し費用を請求しようとする場合には、保険医療機関は請求省令に基づき、審査支払基金に請求しなければならないこととすること。（請求省令第1条関係）

6 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正（第6条関係）

(1) 被保険者資格証明書の交付の対象外となる被保険者の追加（高確則第13条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第4項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、4の（1）に準じた改正を行ったこと。

(2) 特定給付対象療養の追加（高確則第61条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第14条第1項第2号の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（1）に準じた改正を行ったこと。

(3) 現物給付化される特定給付対象療養の追加（高確則第68条関係）

高確令第16条第3項の厚生労働省令で定める医療に関する給付について、1の（2）に準じた改正を行ったこと。

7 局長通知の改正

下記のとおり局長通知の一部を改正する（別添改正後全文参考）。

別紙の10の次に次を加える。

- 10の2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第12条第1項の定期検査費又は同法第13条第1項の母子感染防止医療費の支給

8 施行期日等

1～6については、平成24年1月13日から施行し、7については、同日から適用する。

(参考)

(昭和48年10月30日保発第42号) 改正後全文

公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について

健康保険法等の一部を改正する法律(昭和四八年九月二六日法律第八九号)により新たに健康保険及び船員保険において設けられた高額療養費の支給については昭和四八年一〇月一七日保発第三九号、庁保発第二〇号で通知したところであるが、公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給に関する具体的実施方法については、次の事項に留意のうえ、円滑な実施を図られたい。あわせて、関係医療機関等及び社会保険診療報酬支払基金支部並びに貴都道府県公費負担医療主管部局及び保険主管部局との間の連絡調整を図るとともに、貴管下健康保険組合への周知を図られるようお願いしたい。

記

1 趣旨

高額療養費の支給は、被保険者からの請求に基づいて行われるのが原則であるが、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第106条から第108条まで若しくは船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第47条ノ2ノ9、第47条ノ2ノ10若しくは第47条ノ3又は昭和59年厚生省告示第157号に規定する医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)が行われる療養に係る高額療養費の支給については、保険者は被保険者に支給することに代えて高額療養費の額を直接保険医療機関等に支払うこととした。これは、従来、家族療養費が現物給付の取扱いとして行われる場合において、当該療養につき公費負担医療が行われるときは、患者の窓口負担を要することなく当該給付を受けられるよう取扱っていることにかんがみ、高額療養費支給制度の創設により、新たに患者の窓口負担が生ずることなく本制度が実施できるようにしたものであり、保険医療機関等における請求事務においても最小限度のものとするものとしたものであること。

なお、前記公費負担医療の種類は、別紙のとおりである。

2 保険医療機関等における患者負担額の支払い

被保険者及びその被扶養者が当該療養につき公費負担医療を受ける場合には、当該療養につき高額療養費が支給される場合にあつても、当該高額療養費を保険医療機関等が被保険者に代つて保険者に請求することとしたので、被保険者及びその被扶養者は、従前どおり窓口負担なしに医療が受けられるものであること。

3 保険医療機関等の高額療養費の額の請求

公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費についての高額療養費の保険医療機関等からの保険者に対する請求は、次により行うものであること。

(1) 高額療養費の請求については、診療報酬請求書においてこれを特別扱いとすることなく、保険医療機関等は従前どおり請求を行うものであること。

(2) 被保険者又は被扶養者が別紙12、13及び15の公費負担医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合において、高額療養費の支給対象であるときは、診療報酬明細書の「特記事項」欄に、高額療養費が支給されるものであることの表示（「公」の表示）を行うものであること。

(3) 被保険者又は被扶養者が特定疾患給付対象療養（別紙11（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の事業に係る医療の給付に限る。）及び14の公費負担医療に関する給付が行われるべき療養をいう。以下同じ。）を受けた場合であつて、保険者の認定を受けているとき（これらの給付を受けるための証書に医療保険の所得区分が記載されている場合）においては、高額療養費の支給対象であるか否かにかかわらず、診療報酬明細書の「特記事項」欄に、所得区分に関する表示（「17」等の表示）を行うものであること。

4 社会保険診療報酬支払基金における高額療養費の支払い

(1) 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、社会保険と公費負担医療の併用の者に係る診療報酬明細書及び「公」の表示のなされた診療報酬明細書（それぞれ高額療養費の支給に係るものに限る。）については、当該診療報酬明細書における総医療費から次に掲げる療養の区分に応じ、それぞれ定められた基準額（以下（1）において「基準額」という。）を控除した額を保険者に対して請求すること。また、公費負担分については、それが支払基金において審査、支払いを行うものであるときは基準額を限度として当該公費負担医療実施者に対し

て請求し、それが支払基金において審査、支払いを行わないものであるときは、当該公費負担医療実施者は基準額を限度として保険医療機関等に対して支払うものであること。

イ ロ又はハに掲げる療養以外の場合

(イ) 70歳に達する日の属する月以前の療養の場合

80,100円に医療費のうち267,000円を超える部分の100分の1を加えた額。ただし、75歳到達時特例対象療養（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「令」という。）第42条第5項に規定する七十五歳到達時特例対象療養をいう。以下同じ。）の場合にあつては、40,050円に医療費のうち133,500円を超える部分の100分の1を加えた額とする。を加えた額とする。

(ロ) 70歳に達する日の属する月の翌月以降の入院療養の場合

62,100円（当該療養を平成20年4月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては44,400円）。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、31,050円（当該療養を平成21年1月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては22,200円）とする。

(ハ) 70歳に達する日の属する月の翌月以降の外来療養の場合

24,600円（当該療養を平成20年4月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては12,000円）。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、12,300円（当該療養を平成21年1月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては6,000円）とする。

ロ 特定疾患給付対象療養の場合（特定疾患給付対象療養を受けることについて保険者の認定を受けた者が受けたものに限る。）

(イ) 70歳に達する日の属する月以前の療養の場合

① 次に掲げる者以外の者

・ 特定疾患給付対象療養多数回該当（※）以外の場合

80,100円に医療費のうち267,000円を超える部分の100分の1を加えた額。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、40,050円に医療費のうち133,500円を超える部分の100分の1を加えた額とする。

※ 特定疾患給付対象療養多数回該当の場合とは、特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）のあった月以前の12月以内に、同一の者が同一の医療機関で受けた特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）に係る高額療養費（健康保険法施行令第41条第7項の規定によるも

のに限る。)が支給されている月数が3月以上ある場合をいう。以下同じ。

・特定疾患給付対象療養多数回該当の場合

44,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、22,200円とする。

② 令第42条第1項第2号に掲げる者

・特定疾患給付対象療養多数回該当以外の場合

150,000円に医療費のうち500,000円を超える部分の100分の1を加えた額。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、75,000円に医療費のうち250,000円を超える部分の100分の1を加えた額とする。

・特定疾患給付対象療養多数回該当の場合

83,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、41,700円とする。

③ 令第42条第1項第3号に掲げる者

・特定疾患給付対象療養多数回該当以外の場合

35,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、17,700円とする。

・特定疾患給付対象療養多数回該当の場合

24,600円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、12,300円とする。

(ロ) 70歳に達する日の属する月の翌月以降の入院療養の場合

① 次に掲げる者以外の者

・特定疾患給付対象療養多数回該当以外の場合

62,100円(当該療養を平成21年5月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては44,400円)。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、31,050円(当該療養を平成21年5月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては22,200円)とする。

・特定疾患給付対象療養多数回該当の場合

44,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、22,200円とする。

② 第42条第3項第2号に掲げる者

・特定疾患給付対象療養多数回該当以外の場合

80,100円に医療費のうち267,000円を超える部分の100分の1を加えた額。ただし、75歳到達時特例対象

療養の場合にあつては、40,050円に医療費のうち133,500円を超える部分の100分の1を加えた額とする。

・特定疾患給付対象療養多数回該当の場合

44,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、22,200円とする。

③ 第42条第3項第3号に掲げる者

24,600円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、12,300円とする。

④ 第42条第3項第4号に掲げる者

15,000円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、7,500円とする。

(ハ) 70歳に達する日の属する月の翌月以降の外来療養の場合

① 次に掲げる者以外の者

24,600円（当該療養を平成21年5月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては12,000円）。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、12,300円（当該療養を平成21年5月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては6,000円）とする。

② 第42条第3項第2号に掲げる者

44,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、22,200円とする。

③ 第42条第3項第3号又は第4号に掲げる者

8,000円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、4,000円とする。

ハ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の医療扶助の対象となる療養の場合

(イ) 70歳に達する日の属する月以前の療養の場合

35,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、17,700円とする。

(ロ) 70歳に達する日の属する月の翌月以降の入院療養の場合

15,000円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、7,500円とする。

(ハ) 70歳に達する日の属する月の翌月以降の外来療養の場合

8,000円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、4,000円とする。

(2) 入院療養において社会保険と公費負担医療の併用の療養と保険単独の療養が併せて行われる場合の支払いについては、以下のとおりとすること。

イ 70歳に達する日の属する月以前の入院療養の場合

(イ) 保険単独の療養及び公費負担医療の併用に係る令第41条第1項第1号イからへまでに掲げる額（以下「一部負担金等」という。）が、それぞれ21,000円（75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては10,500円）以上であり、かつ、当該公費負担医療に係る費用徴収額が生ずる場合

支払基金は、保険単独の療養に係る一部負担金等と公費負担医療に係る費用徴収額を合算した額が次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ定められた限度額（以下イにおいて「限度額」という。）を超えるときは、当該合算した額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

なお、令第42条第1項第3号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者の入院療養において、公費負担医療における費用徴収額が限度額を超える場合は、費用徴収額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

① 令第42条第1項第2号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者

150,000円に医療費のうち500,000円を超える部分の100分の1を加えた額（75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、75,000円に医療費のうち250,000円を超える部分の100分の1を加えた額）。ただし、高額療養費多数回該当の場合は、83,400円（75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては41,700円）とする。

② 令第42条第1項第1号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者

80,100円に医療費のうち267,000円を超える部分の100分の1を加えた額（75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、40,050円に医療費のうち133,500円を超える部分の100分の1を加えた額）。ただし、高額療養費多数回該当の場合は、44,400円（75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては22,200円）とする。

③ 令第42条第1項第3号に該当していることにつき保険者の認定を受けている者

35,400円(75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては17,700円)。ただし、高額療養費多数回該当の場合には24,600円(75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては12,300円)とする。

(ロ) (イ) 以外の場合

支払基金は、保険単独の療養に係る一部負担金等が限度額を超えるときは、当該額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

ロ 70歳に達する日の属する月の翌月以降の入院療養の場合

支払基金は、70歳に達する日の属する月の翌月以降の入院療養において社会保険と公費負担医療の併用の療養と保険単独の療養が併せて行われる場合につき、保険単独の療養に係る一部負担金等と公費負担医療に係る費用徴収額を合算した額が次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ定められた限度額(以下ロにおいて「限度額」という。)を超えるときは、当該合算した額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

なお、令第42条第2項第3号又は第4号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者の入院療養において、公費負担医療における費用徴収額が限度額を超える場合は、費用徴収額と限度額の差額についても保険者に請求すること。

① 次に掲げる者以外の者

・多数回該当以外の場合

62,100円(当該療養を平成20年4月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては44,400円)。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、31,050円(当該療養を平成21年1月から平成22年3月までの間に受けた場合にあつては22,200円)とする。

・多数回該当の場合

44,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、22,200円とする。

② 第42条第3項第2号に掲げる者

・多数回該当以外の場合

80,100円に医療費のうち267,000円を超える部分の100分の1を加えた額。ただし、75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、40,050円に医療費のうち133,500円を超える部分の100分の1を加えた額)。

・多数回該当の場合

44,400円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、22,200円とする。

③ 第42条第3項第3号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者

24,600円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、12,300円とする。

④ 第42条第3項第4号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者

15,000円。ただし、75歳到達時特例対象療養の場合にあつては、7,500円とする。

(3)(2)は、入院以外の療養であつて、一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるものについて準用すること。

(4)(3)の一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養は、在宅時医学総合管理料（特定施設入居時等医学総合管理料を含む。）及び在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養並びにこれらの療養を受ける者が当該療養を受ける月において当該療養を行う医療機関から受ける外来療養とされたこと。

5 保険者の事務

高額療養費が保険医療機関等に支払われるものである場合、保険者は診療報酬明細書の左下の負担金額欄又は一部負担金額欄の記載内容を確認することにより、被保険者に対し高額療養費を重ねて支給することのないよう特に注意すること。

なお、公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費について被保険者から請求があつたときは、保険者において事実関係を十分に聴取、調査し処置すること。

6 その他

各種共済組合についても同様の扱いとされること。

なお、国民健康保険については別途通知されるものであること。

(別紙)

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第24条の20第1項（同法第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給
- 3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第58条第1項の自立支援医療、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の給付
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 5 生活保護法第15条の医療扶助
- 6 削除
- 7 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 8 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条の養育医療の給付
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 10 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の医療費の支給
- 10の2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第12条第1項の定期検査費又は同法第13条第1項の母子感染防止医療費の支給
- 11 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の事業、同法第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第2項の指定医療機関への委託措置又は同法第33条の一時保護に係る医療の給付
- 12 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
- 13 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第5項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
- 14 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 15 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給

- 16 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 17 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
- 18 平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給
- 19 平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給
- 20 平成20年2月21日保発第0221003号厚生労働省保険局長通知「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による医療費の支給
- 21 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
- 22 都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法第15条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和52年厚生省告示第239号）各号に掲げる医療に関する給付に準ずるもの
- 23 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第2項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

○厚生労働省令第二号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係法令の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第九十八条第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第十二条第一項の定

期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給
第百六条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給
第百七条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給
(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
第八十六条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給
第九十六条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給
第九十七条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給
(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)

第三条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項上欄中「に基づき」を「又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第十七条第一項の規定により」に改め、

「請求する」の下に「こととなる」を加え、同項下欄中「又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項」に改める。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第四条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。
第五条の五第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給
第二十七条の十二第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給
第二十七条の十五第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給
(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正)

第五条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第十二条第一項の定期検査費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給
第六十一条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給
第六十八号第六号の次に次の一号を加える。
六の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費の支給

附 則

この省令は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行の日(平成二十四年一月十三日)から施行する。

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
 新旧 対 照 条 文

○ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）
 （第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇九の三 （略） 九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給 十・十一 （略）</p> <p>（令第四十三条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第六六条 令第四十三条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇七の二 （略） 七の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措</p>	<p>（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇九の三 （略） （新設） 十・十一 （略）</p> <p>（令第四十三条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第六六条 令第四十三条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇七の二 （略） （新設）</p>

置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感
染防止医療費の支給

八 (略)

(令第四十三条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第七十七条 令第四十三条第六項において読み替えて準用する法第一百条
第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとす
る。

一 八の二 (略)

八の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措
置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感
染防止医療費の支給

九・十 (略)

八 (略)

(令第四十三条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第七十七条 令第四十三条第六項において読み替えて準用する法第一百条
第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとす
る。

一 八の二 (略)

(新設)

九・十 (略)

○ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（抄）
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>（令第十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十六条 令第十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>七の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給</p> <p>八（略）</p>	<p>（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>（令第十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十六条 令第十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八（略）</p>

(令第十条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第六項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

八の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

九・十 (略)

(令第十条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第六項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

(新設)

九・十 (略)

○ 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）（抄）
 （第三条関係）

改正案

現行

第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。

第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。

一	(略)
二	法第十五条第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第七十条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者（以下「指定医療機関」という。）の提出する診療報酬請求書

一	(略)
二	生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二

項において準用する場合を含む。)並びに第六十二条(同法第七十二条において準用する場合を含む。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(第二十一条の二(同法第二十四条の二十一(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。))及び母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)(第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。))、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十三条、石

項において準用する場合を含む。)並びに第六十二条(同法第七十二条において準用する場合を含む。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(第二十一条の二(同法第二十四条の二十一(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。))及び母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)(第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。))、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十三条又は

綿による健康被害の救済に関する法律
(平成十八年法律第四号) 第十二条又
は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金
等の支給に関する特別措置法第十二条
第三項及び第四項若しくは第十三条第
二項及び第三項

石綿による健康被害の救済に関する法
律(平成十八年法律第四号) 第十二条

(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一七の二 (略)

七の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

八 (略)

2 (略)

(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一七の二 (略)

(新設)

八 (略)

2 (略)

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）（抄）
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録</p>	<p>（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録</p>

した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇九の二（略）

九の三 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第

四号）第四条第一項の医療費の支給

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措

置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十二条第一項の定期検査

費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

十 前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるもの

2・3（略）

した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇九の二（略）

九の三 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第

四号）第四条第一項の医療費の支給

（新設）

十 前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるもの

2・3（略）

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）（抄）
 （第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八の二（略）</p> <p>八の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項の定期検査費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>（令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八の二（略）</p> <p>八の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給</p> <p>九〇十（略）</p>	<p>（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>（令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）</p> <p>第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>九〇十（略）</p>

(令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

六の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置

置法第十二条第一項の定期検査費の支給

七 (略)

(令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

(新設)

七 (略)